

病気の回復を食事面でサポート 市民病院栄養科の取り組み

国保匝瑳市民病院では、医師や看護師をはじめ、さまざまな専門スタッフが協力し、それぞれの専門分野から患者に寄り添い、病状に合わせた処置（医療）を行うことで、総合的に治療を行っています。
今月号では、入院患者への食事提供や外来患者への栄養相談など、栄養科スタッフの取り組みを紹介します。



病室への訪問で、患者の食事状況や現在の気持ちなどを確認し、医師、看護師をはじめとする医療スタッフと共有して総合的な治療につなげています

入院患者へのサポート

入院患者の食事は、病院内で一人ひとりに合わせて調理しています。入院の原因となった傷病や症状はもちろんのこと、患者の好みやアレルギー、かんだりのみ込んだりする能力など、個々の状態に合わせて治療効果を高める食事を提供しています。

平日のほぼ毎日、栄養士が病室に伺い、食事を無理なく食べられているか声を掛けています。また、入院中でもできるだけ食事の楽しみを実感してもらえよう、感想の聞き取りも行っています。

退院後に備え、自宅での食



患者の病状に合わせて、柔らかくしたりのみ込みやすくした食事を病院で作っています

利用者の声



夫婦で栄養相談を利用した
大木昭三さん・美恵子さん（飯塚）

病状に合わせてどんなものを食べたらいかがか聞くために利用しました。栄養面でのアドバイスの他、食品を柔らかくする調理方法なども教わりました。自分たちだけでは不安だったので、知識のある人のアドバイスはありがたいです。

▶入退院を機に、以前から利用していた美恵子さんとともに栄養相談を利用する昭三さん



事の取り方についても、患者の病状に合わせて、どのようなことに気を付ければ良いか、入院中から相談に乗っています。

外来患者や退院患者へのサポート

栄養科では、外来患者への栄養相談も行っています。いわゆる生活習慣病の人が重症化しないように、普段の生活や食事の状況を丁寧に聞き取り、食事面でのアドバイスをしています。すぐに効果が出るとは限りませんが、無

食べる喜びを感じられるようなサポートを心掛けています。



管理栄養士

理なく継続できるようなアドバイスを心掛けています。

また、退院患者への栄養相談も継続的に行っています。相談を希望する人は、当院主治医にお申し込みください。

市民病院 ☎72・1525

結婚新生活応援事業補助金

新婚世帯の住居費や引っ越し費用に対し補助金を交付

匝瑳市では、子育て世代を経済的に支援するため、結婚新生活応援事業補助金を交付しています。

対象者

次の三つをすべて満たす人が対象です。

- 夫婦の所得を合算した額が500万円未満である世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、令和5年3月1日(水)～6年3月31日(日)に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦とともに市内に居住し、申請時に夫婦双方の住民票の住所が新居の所在地となっていること

補助対象経費

令和5年4月1日(土)～6年3月31日(日)に支出した次の費用に対して補助します。

住居費…住宅の取得費、または賃料、敷金、礼金、共益

費および仲介手数料の合計額

※勤務する事業所から住居手当が支給されている場合は、その手当支給分を除いた額が対象。

引っ越し費用…引っ越し業者や運送業者へ支払った費用

リフォーム費用…住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、整備更新などの工事費用

補助金額

補助対象経費の実費負担分として、夫婦共に29歳以下の場合には60万円、それ以外の場合には30万円

※予算に限りがありますので、申請前に下記までお問い合わせください。その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページはこちら

申問企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081

移住支援事業補助金

就職や起業などをした移住者に補助金を交付

匝瑳市に移住して就職や起業などをした人に対し、市では予算の範囲内で移住支援事業補助金を交付しています。

対象者

移住に関する要件および就業に関する要件を両方とも満たす人が対象です。

◆移住に関する要件

次の二つを両方とも満たすこと

- 申請時の直近の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住や通勤していたこと
- 本補助金への申請日が転入後1年以内であること

◆就業に関する要件

次の①～③のうち、いずれかを満たすこと

①就業先の求人が千葉県のマッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載されていること

②本市を生活の拠点とし、移住前からの業務を引き続き行うこと

③匝瑳市創業塾(10月開講予定)を受講し、起業した人

補助金額

単身世帯…60万円

2人以上の世帯…100万円(18歳未満の世帯員がいる場合、100万円を加算)

※その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページはこちら

申問企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081

市公式ホームページ

バナー広告を

掲載しませんか

市公式ホームページに表示するバナー広告を募集します。オープニングページおよびくらし・行政トップページに表示されます。

掲載期間：最短1カ月、最長翌年3月末まで(1カ月単位)

掲載料金(月額)：1枠1万円

割引制度：同一年度に3回以上掲載する場合、3回に付き1回分の掲載料金が半額

広告枠数：10枠

広告の規格：縦60ピクセル×横150ピクセル。容量は10

キロバイトまで(アニメーションGIFなどは不可)

※申し込み方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。か、左記までお問い合わせください。

▼市ホームページはこちら



申問秘書課広報聴班

☎73-0080